

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一一―八―五〇

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
職 員	年 齢	職 員	年 齢
知的財産戦略推進事務局長 （略）	六十二年	知的財産戦略推進事務局長 （略）	六十二年

(略)	(略)	科学技術・イノベーション推進事務局長
(略)		

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(略)	(略)	(新設)
(略)		